

# 第五次国有林野施業実施計画書

(置賜森林計画区)

(第三次変更計画)

計画期間 自 平成29年4月 1日  
至 令和 4年3月31日

(第一次変更 平成30年3月)

(第二次変更 平成31年3月)

(第三次変更 令和 2年3月)

東北森林管理局

**【変更理由】**

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 林道計画を追加したこと。
- 2 治山工事箇所を追加したこと。

**【変更項目及び頁】**

3 林道の整備に関する事項	1
4 治山に関する事項	2

3 林道の整備に関する事項

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路線名	箇所 (林小班)	延長 (m)	備考
その他	開設	高野	置賜署 72こ～72ら	600	
	開設	トキジョウ沢	置賜署 75る～76ら	1,500	
	開設	黒沢第2	置賜署 88の～88の1	1,200	
	開設	極楽峠	置賜署 90た～90に	2,100	
	開設	北山分線	置賜署 101わ2～102な	2,900	
	開設	桧山	置賜署 201は～202け	1,500	
	開設	新五色支線	置賜署 208よ～208や	1,200	
	計			11,000	
計	開設			11,000	
	改良			—	

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量
置賜署 4, 14, 37, 71, 75, 88, 105, 111, 115, 205, 210, 233, 235, 236 I, 239, 240	保全施設	溪間工	2 4 計 2 4
置賜署 14, 15, 205, 215 I		山腹工	4 計 4
置賜署 205		地すべり 防止工	1 計 1
置賜署 7 I, 8, 10, 14, 16, 17, 18, 19, 21, 24, 25, 28, 29, 30, 31, 35, 36, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47 I, 47 II, 48, 49, 50, 51 II, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 72, 74, 75, 76, 81, 82, 83 II, 83 III, 83 IV, 84, 85, 86 I, 86 II, 87, 88, 89, 90, 91 I, 91 II, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 100, 102, 103, 104, 105, 112, 114, 118, 119 I, 126, 127, 128, 129, 131 II, 131 III, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 211, 215 I, 215 II, 215 III, 224, 225, 226, 230 II, 231, 232, 238, 239, 240, 241, 242, 249, 257, 258, 259, 260, 265, 268 IV, 268 V, 269,	保安林の整備	その他	9 3 9 計 9 3 9
合 計	保全施設 保安林の整備		2 9 箇所 9 3 9 h a

注：保全施設は箇所数、保安林の整備はha

ただし、上記以外にも災害復旧等緊急を要する箇所については、必要な措置を講ずるものとする。